

都市ガスの小売全面自由化

～今年4月1日から小売全面自由化がスタートしました～



【経済産業部】

都市ガスの供給については、平成7年から大口を対象に段階的に自由化が開始されましたが、家庭などの小口については、これまで都市ガス事業者による供給独占となっておりました。今年4月1日からはガスシステム改革による小売全面自由化により、都市ガス事業者以外の者も全ての需要に対して供給することが可能となり、需要家も供給する事業者を自由に選べるようになりました。また、この制度改革により、小口・大口事業という区別もなくなり「ガス小売事業」と類型化され、料金規制も一部を除き、原則撤廃されました。

安全・安心はそのままに 都市ガスも選べる時代へ

都市ガスを
供給する会社を
選ぶことができます。

新しい料金や
サービスを利用することが
できます。

保安点検の実施や
緊急時の対応は
変わりません。

新しい会社でも、
ガスの品質に
影響はありません。

小売全面自由化によって
開放される市場

小売全面自由化により、都市ガ

今回の小売全面自由化により、これまでの類型が見直され、ガス製造事業（LNG基地事業）、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス小売事業という新たな事業類型ごとにそれぞれ必要な規制が課されます。ガス製造事業（LNG基地事業）は届出制、一般ガス導管事業は許可制、特定ガス導管事業は届出制、ガス小売事業は登録制となります。

ス会社が独占的に供給していた約2・4兆円の市場が開放されます（需要家数は約2,600万件）。この結果、合計約5兆円のガス市場において、活発な競争によるコスト低廉化と、消費者の利便性の向上が期待されます。

ガスシステム改革の目的

① 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大します。

需要家のニーズに多様な選択肢で応えます。また、他業種・他地域からの参入、新技術などの活用を通じてイノベーションを誘発します。

② 料金を最大限抑制します。

エネルギー事業者間の競争や、他業種・他地域からの参入を促し、料金を最大限抑制します。

③ 安定供給を確保します。

震災時の経験を踏まえ、都市ガス導管網の整備・相互接続を促進します。

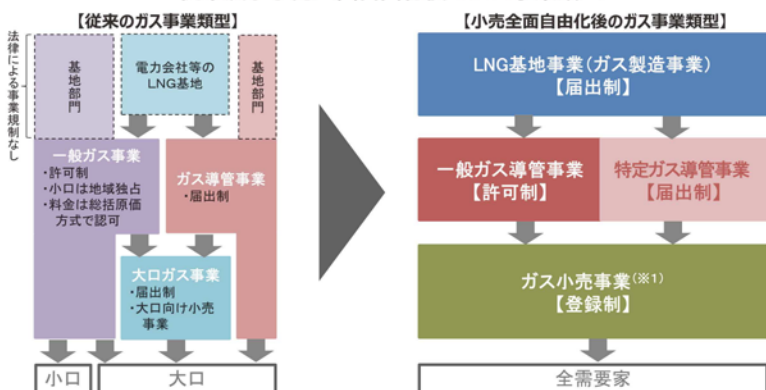
小売料金の経過措置について

小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるが、従来の一般ガス事業者や簡易ガス事業者と、他のガス小売事業者との間に適正

な競争関係が認められない場合には、消費者の利益が阻害されることのないよう、当該事業者に対しては小売料金規制を課すこととしています。

なお、県内の簡易ガス事業者については、平成28年10月28日にパブリックコメントを行い、料金規制を残しています。

従来及び小売全面自由化後のガス事業類型



※ 従来のガス事業法においては、上記の事業類型のほか、簡易ガス事業（簡易なガス発生設備により発生させたガスを、一般の需要に応じ導管により供給する事業）も存在し、法改正後は「ガス小売事業」となる。